

(仮称) 大滝山風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 10 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社
磐栄運送株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して48日間縦覧に供した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて準備書の住民説明会を中止したため、縦覧期間を法令で定める1月間から意見書の提出期間まで延期し、広く意見を募集した。

(1) 公告の日

令和3年8月5日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年8月5日（木）付 福島民報、福島民友

※説明会の開催状況についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和3年8月5日（木）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

- ・猪苗代町のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/>

- ・JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

また、公告とは異なるものの、地域の方々にできる限り周知するために、福島県郡山市及び猪苗代町の自治会にて「お知らせ」を回覧した。（別紙3参照）

- ・郡山市：中山行政区、竹ノ内行政区、石筵部落、石筵開拓部落
- ・猪苗代町：吾妻地区小田区、吾妻地区達沢区、吾妻地区中ノ沢区

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁 西庁舎10階 生活環境部環境共生課
(福島県福島市杉妻町2-16)
- ・郡山市役所 環境部環境政策課
(福島県郡山市朝日1-23-7)
- ・郡山市役所 熱海行政センター
(福島県郡山市熱海町熱海1-1)
- ・猪苗代町役場 企画財務課
(福島県耶麻郡猪苗代町字城南100)



② インターネットによるお知らせ

- ・JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和3年8月5日(木)から令和3年9月21日(火)
(土・日・祝日を除く。)
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数（意見書提出者数）は4名であった。

（内訳）

・福島県庁 西庁舎 10階 生活環境部環境共生課	2名
・郡山市役所 環境部環境政策課	0名
・郡山市役所 熱海行政センター	2名
・猪苗代町役場 企画財務課	0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づく、準備書の記載事項を周知するための説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、同条項の規定に基づき、関係地域との合意の上中止とした。

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年8月5日（木）から令和3年9月21日（火）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）

②JR東日本エネルギー開発株式会社への書面郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

意見提出は7通（うち2通は白紙）、意見総数は48件であった。

第2章 環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づき、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(1)

＜動物＞

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「JR 東日本エネルギー開発株式会社」及び受託先「日本工営株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	意見は原文のとおり記載しました。
2	<p>■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	風力発電機の機種は、現時点では未定です。
3	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	風力発電機の機種は、現時点では未定です。
4	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にじて回転を止めること）を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	風力発電機の機種は、現時点では未定です。
5	<p>■5. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？ 事業者はコウモリ類の「高度別飛翔状況の記録」という定量調査を6か月間行い、その膨大なデータをP686～P690にわたり解析したが、予測は従来どおりの定性的予測とはあきれた話だ。本準備書で「高度別飛翔状況の記録」結果の「風速とコウモリの活動量の相関」に影響予測に一切反映しなかった合理的根拠は何か？</p>	コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、風力発電機稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
6	<p>■6. P688「バットディテクター自動録音調査 音声ファイルの季節推移 高度50m」について ①カットイン風速（3m/s）未満の録音ファイル数は何ファイルあったのか？ ②カットイン風速（3m/s）以上の録音ファイル数は何ファイルあったのか？</p>	調査結果を整理し、評価書において示します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(2)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
7	<p>■7. P912「哺乳類の予測結果(コウモリ目:10~30kHz)」について 『<バットディテクターによる高度別飛翔状況の確認>10mの高さで1,851ファイル、50mの高さで2,023ファイルの音声データが確認された。平均データ数は、10mの高さで1.06ファイル/時間(13.81ファイル/日(13時間))、50mの高さで1.16ファイル/時間(15.10ファイル/日(13時間))であった。』とある。</p> <p>①地上50mにおいてカットイン風速(3m/s)以上の録音ファイル数は何ファイルあったのか？</p> <p>②地上50mにおいてカットイン風速(3m/s)未満の録音ファイル数は何ファイルあったのか？</p> <p>③②については、カットイン風速未満のフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を実施すること。</p> <p>④①については、P688の結果より、カットイン風速を上げる保全措置をコウモリ目10~30kHzの活動ピーク(7月上旬)に実施すること。</p> <p>④『平均データ数』とは『平成30年6月19日から11月28日』までの162日間の平均を示していると思うが、コウモリが活動するのは6月19日からではない。バットストライクは4月でも発生している。4月から6月上旬までのデータを追加調査すること。</p> <p>⑤事業者のデータを見ると11月中旬以降はコウモリは活動していない。また雨天時もコウモリは活動しない。このことから、稼働制限は雨天時や11月中旬以降は実施しなくてもよいと判断される。</p> <p>⑥音声ファイル数だけでなく、コウモリの活動がみられた日数を月ごとに述べよ。</p>	<p>調査結果を整理し、評価書において示します。</p> <p>また、コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。</p>
8	<p>■8. P912「哺乳類の予測結果(コウモリ目:10~30kHz)ブレード、タワーへの接近接触」について 「衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とあるが、なぜ「コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことにより、予測には不確実性が伴う」のか？根拠が説明されていない。では「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「予測が確実」といえるのか？</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(3)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
9	<p>■9.P912「哺乳類の予測結果(コウモリ目:10~30kHz) プレード、タワーへの接近接触」について</p> <p>「衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。</p> <p>※45個体(4種、1~32個体)、2015,07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11,2017)</p> <p>※ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体 合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成22年6月、株式会社ジェイウインド) 福島県</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重尾達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ)1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書」(令和2年8月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」(令和2年10月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p> <p>※ヒナコウモリ2個体「(仮称)新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和3年3月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ1個体「(仮称)新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和3年3月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ科の一種2個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和3年5月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県</p>	<p>ご指摘頂いた事例も参考にして、風力発電機稼働後にバードストライク、バットストライクの定期的な確認を行ってまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (4)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
9	<p>(つづき)</p> <p>※ヒナコウモリ7個体、ユビナガコウモリ1個体、コウモリ類1個体、合計9個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和3年3月、株式会社A-WINDENERGY) 秋田県</p> <p>※クロオオアブラコウモリ1個体、ヒナコウモリ3個体 合計4個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(2021年8月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ1個体、アブラコウモリ3個体、合計4個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和3年8月、掛川風力開発株式会社) 静岡県</p>	
10	<p>■10. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
11	<p>■11. コウモリ類の保全措置について</p> <p>2020年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。</p> <p>よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として検討して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
12	<p>■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>アセスメントにおける「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ。</p>	<p>「影響の回避」とは「行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと」または「保全の対象となるものから影響要因を遠ざけること」によって影響を回避する(発生させない)ことであり、「影響の低減」とは、「何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置」と認識しています。(「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人日本環境アセスメント協会、平成29年))</p>
13	<p>■13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、ヨーロッパのコウモリ研究機関EUROBATSが出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版」(“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6)によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に位置づけられている。</p>	<p>ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (5)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
14	<p>■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 上記について事業者らは、『回避と低減の定義について、その区別は重要ではない』等と開き直るかもしれないが、アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。コウモリ類の保全措置として「ライトアップの不実行」のみ取捨選択し、「できる限りの保全措置をしたが予測には不確実性が残る」と事後調査に逃れる事業者がいる現状を鑑みれば、コウモリ類の保全において、影響の『回避』と『低減』を区別することは重要な意味を持つ。 コウモリ類について「ライトアップを実行しない（回避措置）」以外の、追加的保全措置『低減措置』を必ず検討して頂きたい。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
15	<p>■15. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について 上記について事業者らは、「ライトアップの不使用は、影響の低減措置である」と頑なに主張するかもしれない。発電所アセス省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十九条によれば、「環境保全措置についての複数の案の比較検討（中略）を通じて、環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする」とある。 よって、仮に「ライトアップの不使用は、影響の低減措置である」としても、実行可能な低減措置である「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」を検討しないのは省令に違反する。</p> <p>第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
16	<p>■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。</p>
17	<p>■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(6)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置（フェザリング）をすること 「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に伴い、実行可能な範囲で影響を回避・低減すべきである。</p> <p>-----</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること</p> <p>-----</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
19	<p>■19. 国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
20	<p>■20. 国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない2 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることで低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。</p> <p>益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
21	<p>■21. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげる」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに国内手引きに記載されている。</p>	<p>ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(7)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
22	<p>■22. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か 本事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社）及び受託先（日本工営株式会社）は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
23	<p>■23. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること1 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
24	<p>■24. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
25	<p>■25. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
26	<p>■26. 事業者は「予測の不確実性」を根拠に「コウモリ類の保全措置をしない（＝事後調査のあとまで引き延ばす）」つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(8)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
27	<p>■27. ヒメホオヒゲコウモリの影響予測（ブレード・タワー等への接近・接触）が不適切 P908 ヒメホオヒゲコウモリの影響予測（ブレードタワー等への接近・接触）について、「本種は主に樹林内や林縁の地表近くを飛翔すると考えられ、ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さい」とある。 しかし、実際にはホオヒゲコウモリ属も風力発電施設で死んでいる（※）。よって、「定性的予測」ならば「ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さい」とは言えない。 ※「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和2年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>
28	<p>■28. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 国内事例によればバットストライクは春季（4月）※1や秋季（10月下旬）※2にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4月から11月まで徹底的に実施』すること。 ※1「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県） ※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）</p>	<p>事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。</p>
29	<p>■29. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について ①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※1。 ②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は、1基あたり3日に1回（2日おきに回る）の頻度で行うことが推奨されている※2。 ③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出1時間後より開始することが推奨されている※2。 ※1平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018. ※2「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。</p>
30	<p>■30. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (9)

<動物>

東京都世田谷区A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
31	<p>■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。</p>
32	<p>■32. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (10)

<事業計画>

福島県郡山市B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
33	<p>■再生可能エネルギーの風力発電には賛成ですが・・・。</p> <p>2011年の原発事後の被害を経験した福島県民の一人として、いったん事故を起こしてしまったら何年続かわからない災害をもたらす原発に比して、火力・水力・風力・太陽光は許容の範囲です。脱炭素となればなおさらです。</p> <p>しかしそれも、自然への負荷が少ないこと、安全であること、は必須です。</p> <p>防潮堤をもう何メートルか高くしておけば・・・、とか電源を地下に置かなかつたら・・・、とか後でおっしゃっても悲しいばかりです。</p>	<p>風力発電は、化石エネルギーや原子力のような二酸化炭素や放射性物質の発生を伴わないことから、自然への負荷が少なく安全な発電方式と考えています。</p> <p>事業実施に向けて、環境負荷の低減、安全に十分配慮してまいります。</p>
34	<p>■近年の気候変動に対する対応について</p> <p>この数年気候変動による大きな災害が、日本のみならず地球規模で多発している。街が水没するほどの水害、干ばつ、山火事、竜巻・・・。わが国でも、熊本、広島、岡山、常総市などの風水害・土砂災害、福島県の台風19号の水害、九州地方の線状降水帯などの水害、熱海市の土砂崩れ災害・・・。</p> <p>温暖化がすぐには改善できない以上、このような気象現象がこれから先何年も続き、さらにますます激しさを増すことは容易に想像できます。</p> <p>そのような現在、そして将来を控える中、この事業は35機の風力発電機を我が家のそばの山々の尾根に設置します。</p> <p>懸念の一つは、尾根筋の伐採・掘削・切土・盛り土などの造成工事、山の改変によって予想される水害・土砂災害です。</p> <p>懸念の第二点は「積雪期」のこの環境に対して、この開発事業が掛けるであろう環境への負荷を想定・配慮・していないのではないかという点。</p> <p>第三点が造成工事期間中および稼働開始後、人工的に改変した環境を「環境保護・維持・災害予防」などの観点からどのような管理体制で臨むのか、果たして長い期間絶え間なく続けることができるのか？</p>	<p>ご指摘のとおり、本事業は尾根筋の伐採・掘削・切土・盛り土等の造成工事を伴う風力発電事業です。このため、工事では工区毎に造成・伐採を進め、排水対策や法面保護、道路舗装、砕石敷き等を順次進めることにより、水害、土砂災害の未然防止に努めます。</p> <p>伐採木の利用等については今後の関係機関調整により決定いたしますが、一部はチップ化し現場にて再利用を行い、その他は場外搬出する計画としていきます。平場の制限もあることから、伐採木が現場に長期間残置され、土砂災害等の要因にならないよう工事を進める方針です。</p> <p>また、積雪期は工事休工とするため、休工前には排水施設の整備・点検等を行う他、必要に応じて法面のシート保護を行う等、融雪による地形改変に配慮いたします。風力発電機稼働後は、冬季においても法令に定められた定期的な巡視・点検を行う必要があるため、積雪及び融雪による地形改変が生じないよう維持管理を実施いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (11)

<事業計画>

福島県郡山市B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
35	<p>■尾根筋にサッカーフィールドを17面の危険性 発電機タワーを立てブレードを取り付ける「組み立てヤード」は50m×70mという広大なスペースです。約1,060坪・3.5反歩です。これはサッカー・ワールドカップを行うフィールド(105m×65m)の約半分、テニスコートが13.5面取れるという途方もない広さです。</p> <p>細く狭い山の尾根をこの広さになるまで「切土・盛り土」をして造成するという大工事で、この広大かつ裸地状態のヤード・スペースを、尾根尾根の35箇所にはけるといいます。さらにこれら35箇所の組み立てヤードは、おそらく大部分が舗装されないであろう幅6mほどの管理道路でことごとく連結されます。</p> <p>さて今日まで人間の手が入ること無く自然林であり続けたこの山地の尾根尾根に上記のような造成工事・改変を数年にわたり行うにあたり、その工事の最中、そして稼働開始後、気候変動による異常なほどの大雨が降ったらどんなことになるのだろうか？このエリアにそんな「数十年に一度あるかないかの」大雨が降るはずがないなどと誰も断言できない気象状況の今日です。</p> <p>もちろん雨量・土砂災害に対する調査はしているのですが、それらを元に防災に配慮した記載はなかったように思います。</p> <p>また過去の雨量などを調査し将来を予測もしているのですが、そのデータは最近のこの異常な気候変動を踏まえたものなのでしょうか？単にこれまでの過去のデータを元にとりいう予測というだけでは、これから先2040年ぐらいまで稼働するであろう事業に役立てる予測としては、十分とは言えないと思います。最近の異常気象をどう感じていらっしゃいますか？気象状況は年々深刻さを増しています。そのような中20年先までを予測することはたいそう困難なことだとは思いますが、しかしどうあっても将来発生しうる災害を想定し、想像して充分以上の対策を用意していただきたい。</p> <p>「まさかあんな大津波が来るとは想定外だった。」と後で言われても、被害を受けた県民は「そうですよねえ。」などと誰ももうしません。</p> <p>余計に費用がかかることになるとしても、その備えはしっかりと実行していただきたいとします。</p> <p>「図2.2.7-1」組み立てヤードの切土盛り土などの状況によれば、管理道路造成のための切土は高さ5m/45度の斜面です。この切土の斜面に1時間に何十ミリとかいう「経験したこともない」大量の大雨が降りそそぐと、裸地、もしくはそれに近い状況の45度の急斜面を雑木などに邪魔されること無く雨水は道路脇の側溝に一気に流れ込み、先々にある排水口からその先の斜面に向かって吐き出されるのでしょうか。今まで山全体にまんべんなく降り注いでいた自然林に降る雨と違って、人工的に集約され排水口から排出される雨水は、その雨水が叩き落ちる先の同じ場所を、同じ山肌を何年にも渡り無残に削り、掘り続けるでしょう。側溝が飲み込みきれないほどの大雨だったり、側溝が枯葉などで詰まっていたりした場合、飲み込みきれなかった雨水は管理道路を下へ向かって流れ続けこれもまた、集積して激流となって道路のウィークポイントを叩き続けることでしょうか。</p> <p>この状況は組み立てヤードでも同じで、サッカーフィールドの半分もの広さの「裸地のヤード」から流れ出るであろう土砂の量は、いか程で、「沈砂池」に集まった大量の雨水は「ふとんかご」で散らされる仕掛けらしいけれど、そしてその下流に流れる土砂を想定しての「土砂流出防止柵」は果たしてどの程度の防止効果があるものなのか？何年ぐらい土砂を防止し続けられるのでしょうか？</p>	<p>本事業は尾根筋を対象とした風力発電事業です。このため、道路及び風車ヤードの集水面積は限定的であると考えております。</p> <p>管理用道路等の排水施設については、関係機関協議を踏まえて、今後設計いたしますが、条件とする雨量は近年の最大降水量を想定しています。</p> <p>このため、近年のゲリラ豪雨でも排水機能は維持できるものと考えております。施設稼働後の排水施設の機能維持については、適切に実施し安全に配慮いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (12)

<事業計画>

福島県郡山市B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
36	<p>■数十年にわたる、こまめな維持管理を責任を持って続けられるのか？</p> <p>道路脇の側溝、沈砂池、ふとんかご、土砂流出防止柵、これらに限りなくたまり続ける土砂・枯葉・枯れ枝これらをどう管理するのか、数十年に渡り絶えず管理し続けることはできるのでしょうか。ふとんかごなど、枯葉や枯れ枝であつという間に目詰まりしてそれを取り除くことなど不可能な状態になってしまうのではなからうか？だいたい沈砂池とか土砂とか流れ出るものは「砂」をイメージしているのかもしれませんが、そんな訳はなく、流されて詰まるのは腐葉土であり、枯葉であり、枯れ枝であり、泥です。泥流が詰まったしまつて「沈砂池」が「チンケな池」になってしまうのではないのでしょうか？</p> <p>枯れ葉が詰まつて流れが堰き止められた「土砂崩れ防止柵」に多量の土砂が溜まり続け、その土砂がある時一気に土砂崩れとなつて、静岡県・逢初での土砂崩れのような災害もたらず心配はないのでしょうか。</p> <p>山すそにある我が家の舗装された 10 畳ほどの庭に取り付けた「45cm 角ほどの雨水排水口」など、月に何回枯葉やたまつた泥を排除しなければならぬか。</p>	<p>風力発電機稼働後は、法令に定められた整備、点検を定期的かつ継続的に実施し、風力発電機や管理用道路の維持管理を行います。</p> <p>維持管理の体制については今後検討いたしますが、排水施設等を含む施設の機能維持に努め、安全に配慮いたします。</p>
37	<p>■表 2.2.6-1 工事工程の概要にもあるように、5ヶ月くらいは積雪期です。</p> <p>この期間工事は休むようですが、事故対策上からもその方がよいと思います。では、積雪、凍結、融雪などの自然現象と、工事を一旦停止する事との関係が、環境に何らかの影響を与えることはないのでしょうか？伐採された木々の片付けが積雪期までに完全に終わることができずに放置され、積雪期のドカ雪とか、春の大雨による融雪、雪崩などに流されて災害を引き起こすこととか、造成途中で工事を中断した現場でも同じようなことを引き起こすこととかはないのでしょうか？</p> <p>また稼働後、融雪期の雪解け水が引き起こすかもしれない環境への影響の管理対策も大切な業務だと思います。</p>	<p>積雪期は工事休工とするため、休工前には排水施設の整備・点検等を行う他、必要に応じて法面のシート保護を行う等、融雪による地形改変に配慮いたします。風力発電機稼働後は、冬季においても法令に定められた定期的な巡視・点検を行う必要があるため、積雪及び融雪による地形改変が生じないように維持管理を実施いたします。</p> <p>なお、伐採木の利用等については今後の関係機関調整により決定いたしますが、一部はチップ化して現場で再利用を行い、その他は場外搬出する計画としています。平場の制限もあることから、伐採木が現場に長期間残置され、土砂災害等の要因にならないよう工事を進める方針です。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (13)

<事業計画>

福島県郡山市B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
38	<p>■雨水が偏ることの危険性</p> <p>手つかずの自然界の尾根に降る雨は、当然右側の谷、左側の谷へその時の気象状況に応じて降り注ぎます。しかるに工事によって尾根筋に道路が敷かれ、片側に側溝が用意されると、側溝が詰まっていない限り尾根の路上に落ちた雨水は側溝に取り付いている排出口から、意図的にどちらかの谷へ振り分けられて落とされることになる。これは雨の通り道やそれぞれの谷への雨水の量を、人の手が改変してしまうことであり、自然が保っていたバランスを人間の手で不用意に崩し、偏らせてしまうことになり、洪水発生の危険を孕む行為ではないでしょうか？</p> <p>例えば、発電機B群8基のうちB-5からB-8の4基あたりに降る雨はすべて東側のわさび沢側に流される。西側の沢には流れない、少なくともB-5からB-8の4基組み立てヤードの雨水の排水方向はそう示されている。</p> <p>ところで、我が家はそのわさび沢の終点、つまり水上川との合流点の東側すぐ上である。わさび沢は水上川に直角気味に合流している。我が家の庭からその合流の様が丸見えである。</p> <p>今日までは大雨が降っても災害を恐れるような事態を経験したことはない、が、この気候変動のこれからであるし、その上わさび沢の上の尾根が大変なことになるらしい、そしてそこからの雨水は、我が家側に向かう沢に集まる仕掛けらしい。</p> <p>恐ろしい！！！！</p> <p>土木工事中に伐採され、片付け漏れの木々が沢の途中でダムを作って、多量の雨水をせき止め、ある日一気に水上川へ土砂とともに、などと考えると・・・眠れない。</p> <p>どうかそんな事態はなんとしても避けてほしい。</p> <p>これまでは、水上川を維持管理する「郡山市」に連絡をすると、大風などで川にかかった倒木を、市の河川課の方がすぐに処理してくれていた。</p> <p>しかし、山の上の尾根までは私の目は届かない。災害が起きてのちに、JR東日本が悪いだの郡山市の河川課が悪いだの騒いでも「あとの祭り」です。</p> <p>それでは、東電の原発事故と同じになってしまいます。</p>	<p>風力発電機組立ヤードの沈砂池等からの排水方向については、事業前後での各河川への流量変化等を低減する計画としました。今後、関係機関（河川管理者）協議を適切に実施し、安全に配慮いたします。</p> <p>伐採木の利用等については今後の関係機関調整により決定いたしますが、一部はチップ化し現場にて再利用を行い、その他は場外搬出する計画としています。</p> <p>風力発電機稼働後は、法令に定められた整備、点検を定期的かつ継続的に実施し、風力発電機や管理用道路の維持管理を行います。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (14)

<事業計画>

福島県郡山市B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
39	<p>■発電機 B-5 と B-8 について</p> <p>評価準備書の 85 頁以降にある、環境保全の配慮に関わる検討経緯に関する数枚の図は環境に配慮をした結果、「事業実施区を縮小した」エリアを示す図で、それを青い色の断線で楕円形に示している。</p> <p>この図を仔細に見ると、「図 2. 2. 11-2, 11-4, 11-5」の 3 枚の図中の楕円の青い断線上になぜか「発電機 B-5 と B-8」が存在している。「事業実施区を縮小エリア」を示すこの青色の楕円の断線は、ほかの各図の中に何か所も見受けるが、断線上に発電機を示す印があるのは、この発電機 B-5 と B-8 だけである。</p> <p>3 枚の図は</p> <p>11-2 図は「深沢地区の改変回避のため」</p> <p>11-4 図は「2 箇所の緑の回廊の改変最小化のため」</p> <p>11-5 図は「保安林改変の最小化のため」とある。</p> <p>B-5 と B-8 の 2 基はこの 3 つの項目の青い断線の上に乗って表示されている。線上であればこれは国際的にも「IN」である。テニスだって、バレーボールだって、バドミントンだって、ラインに乗っていればビデオ判定は「IN」なのだ。</p> <p>ならば、この 2 基を「改変回避・改変最小化」の対象として処理することで、いちどきに 3 つの項目における「最小化」がさらに進み、「環境保全の配慮」に大きく寄与するではないか。</p> <p>もちろんそれが実現すれば、わさび沢方向に排水される雨の量は激減し、我が家をめがけて駆け下りるかもしれない土砂量も大いに減少し、この 2 基から 2Km 弱に位置する我が家が受けるかもしれない「騒音」の量もその分削減される。これは非常にありがたいことだ。どうかご配慮願いたい。</p>	<p>準備書 p. 86 の「図 2. 2. 11-2」の青色破線の楕円のうち「②深沢地区の保護林の改変を回避するため、対象事業実施区域から除外」としたものは、緑色斜線の範囲の保護林を指しています。準備書 p. 88 の「図 2. 2. 11-4」の青色破線の楕円のうち風力発電機 B-5、B-8 の東側のものは、黒色実線の対象事業実施区域（方法書段階）から赤色実線の対象事業実施区域（準備書段階）への範囲の縮小を指しています。準備書 p. 89 の「図 2. 2. 11-5」の青色破線の楕円のうち風力発電機 B-8 の南側のものは、黒色実線の対象事業実施区域（方法書段階）に含まれていた青色の範囲の国有保安林を指しています。</p> <p>環境保全の配慮に関わる検討箇所を解り易く示す意図から、方法書段階の対象事業実施区域から除外・縮小した区域を概略的に囲んで強調して表現したのですが、誤解を招く表現となってしまうので、評価書においては正確な位置を表現するよう留意します。</p>
40	<p>■最後に、暴風あるいは何らかの原因で、修理不能、使用不能になってしまった発電機が発生してしまった場合、JR 東日本エネルギー開発株式会社としてこれをどのように対処をするかをお聞かせいただきたい。これは必ずしも仮定のことに関する質問ではない。形あるもの、機能を有するものが永久であるはずはなく、いずれ使用不能の時期は来るもの。その処理は「原発の廃炉処理」に比べれば話にならぬほど容易だと思うけれど、砂漠に放置された使用不能の発電機の隊列を夢で見たことがあって、正夢になって欲しくないで・・・そしてそこまでの配慮と覚悟を持って取り掛かるのが、事業者の正義であり、環境を守る術だと思う。</p> <p>温暖化にブレーキをかけるはずのクリーンエネルギー「風力発電」が、温暖化の「気候変動」に巻き込まれて環境破壊や、災害を発生することなどないよう、自然に対する想像力を大いに高め、あらゆる知見、科学をフル動員して事に当たってくださるよう、願ってやみません。</p>	<p>暴風時には、風力発電機は風の抵抗を受けない方向に向きを変えて制御します。また、法令に定められた整備、点検を定期的かつ継続的に実施し、風力発電機の維持管理を行います。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (15)

<水の濁り・動物・景観・その他>

福島県福島市 C氏

No.	一般の意見	事業者の見解
41	<p>本事業については、配慮書並び方法書における意見にて、「保護林」「国有保安林」「緑の回廊」の保全を強く求めてきたところではありますが、今般の準備書における改変区域（発電機設置箇所等）からは一定の配慮は感じられますが、35基、13万KWを超える大規模事業による環境負荷は甚大であるにも係わらず、楽観的視点と軽視した調査手法と言わざるを得ません。具体的には、景観悪化は近隣の観光施設や山岳に留まらず、郡山市全域を含む中通り地域に及ぶことを認識しておらず、希少猛禽類調査においては、調査箇所（全16箇所）中、13箇所は改変部（発電機設置箇所等）以外や事業区域外に設定しており、示された高度区分（L・M・H）毎の飛翔データには疑念を抱かざるを得ません。</p>	<p>方法書以降の検討においては、「保護林」、「国有保安林」、「緑の回廊」の保全を図るため、方法書段階の対象事業実施区域から南東側区域を大きく除外した対象事業実施区域とする等、環境負荷の低減に配慮して事業計画を検討してまいりました。</p> <p>景観の調査地点は、風力発電機の垂直見込角が1度以上となる範囲から、中通り地域である郡山市に主要な眺望点として6地点、身近な眺望点として2地点を設定しました。垂直見込角が1度未満では、景観的にはほとんど気にならないとされています。</p> <p>希少猛禽類調査の調査地点は、行動圏が広範囲に及ぶ生態を踏まえて、風力発電機近傍の地点に加えて、地形や視認性を考慮して対象事業実施区域及びその周辺を広域的に見渡せる地点を設定しました。</p>
42	<p>さらに、濁水等の水環境等についても降雨条件は猪苗代町気象観測所のデータを根拠に「46 mm/h」と設定されておりますが、100 mm/hを超える豪雨が頻発する近年の気象環境や山岳地における降雨傾向を加味した場合、過小条件下での評価対策ではないでしょうか。改変区域の大規模な崩壊や土砂災害発生が危惧されます。加えて、周辺区域における他事業との累積的影響については、環境影響調査の進捗状況より対象外とした他、唯一検討対象とした「（仮称）三森風力発電事業」との関係性についても、「8kmの離隔・（中省略）・影響が生じる恐れはない」との結論であります。推測の範囲であり、詳細な調査や科学的根拠に乏しいものであります。今後、これらの再調査や評価検討を実施することを求めます。</p>	<p>水環境の予測条件は、近傍の猪苗代町気象観測所の最大降水量（観測期間44年）を設定しました。</p> <p>「（仮称）三森風力発電事業」との累積影響については、各環境要素の一般的な影響範囲と、事業間の離隔8kmを考慮の上、調査、予測評価を行ったものです。</p> <p>本準備書については、今後、福島県、環境省、経済産業省の審査において、評価書に向けて事後調査を含む必要な調査検討を実施する方針です。</p>
43	<p>また、これらの調査結果にあっても、「クマタカ」に代表される希少猛禽類は多くの個体が確認されており、改めて、重要な自然生態系を有している地域であることを訴えたい。特に「会津山地緑の回廊」「日光吾妻山地緑の回廊」が接する区域（B1～B8）については、林齢101年以上の高齢級の天然林が存在し（202林班・な小班、た3小班、た4小班）（239林班・ほ小班、に小班）、「深沢ヒノキアスナロ・希少個体群保護林」隣接部とともに、県中央部における緑の回廊の中核を成していることから森林保全が最優先であり、事業区域から除外することを強く求めます。また、A1～A7についても、同様に高齢級天然林が残存している箇所を回避することを求めます。【別紙森林計画図（会津・阿武隈川）：関東森林管理局HPより転載】</p>	<p>「クマタカ」、「緑の回廊」、「保護林」については、現地調査結果を踏まえて環境に配慮した事業計画としたものです。</p> <p>また、緑の回廊や保護林については国有林協議を行い計画に反映しました。</p> <p>ご指摘をいただきました国有林の事業計画については、環境影響評価手続きとは別途、今後の林野庁審査を踏まえて決定することとなります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。別紙森林計画図（会津・阿武隈川）は非掲載とした。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (16)

<説明会>

福島県郡山市D・E氏

No.	一般の意見	事業者の見解
44	<p>(仮称)大滝山風力発電のB群の風車の建設予定地の排水が流れ込む水上川の直近の下流に当る我家の立地は、西側を直接水上川に、北側を水上川からの灌漑用水路に接しており、近年見られる集中豪雨などの影響による増水が激流となり我家の敷地の法面を削り続けています。そこに来て何処にもないような巨大風車が上流に建つ話が持ち上がり、ブナを含む広大な森林が伐採され道路や建設予定地の造成に伴う膨大な量の土砂の掘削等そのような大規模な土砂の改変が行われれば、最近テレビ等でよく見るようになった土砂崩れによる家屋の倒壊が、水路ギリギリに建つ我家でも急に現実味を帯びて来ました。何れにしるこの風力発電事業は当初の計画より、予定地や1基あたりの規模増大などかなり変更されており、石筵地区住民に対する事業説明会は計画変更前に1回開かれたのみでその後は1度も開かれていません。過去1回の説明会も住民に対する開催の周知徹底が充分でなく、住民側で集まった人数は5~6人であったということでした。</p> <p>風車が建つことが住民の間に浸透してくるにつれ不安や疑問を抱く人が多数出てきています。コロナ禍であるとしても、地域住民の声を無視してこのまま事を進めることがないよう、石筵地区の住民に事業説明会を開いて下さることを切に願います。</p>	<p>風力発電機の設置や工事用・管理用道路、風車ヤード等の建設に際しては、関係法令に則り、関係機関の指導・審査を受け、安全を確保した施設とします。</p> <p>準備書縦覧期間中の住民説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、自治体等と協議の上で止むを得ず中止することになりました。事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解を頂くことが重要であると認識しており、今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、改めて事業計画等に関する地元説明会を開催する予定です。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解 (17)

<低周波音・地域貢献>

福島県郡山市F氏

No.	一般の意見	事業者の見解
45	<p>1. 環境影響評価項目に超低周波音想定数値が記載されています。それによるとG特性音圧レベルは昼間55~63デシベルとあります。どのような音なのか見当が付きません。実体験できる装置で、実音を聞かせて下さい。</p>	<p>「よくわかる低周波音」(環境省水・大気環境局大気生活環境室)によると、「人の睡眠に対する影響については、眠りが浅いときには10Hzで100dB、20Hzで95dB以上になると目が覚めることがある。」とされており、55~63dBはほぼ感じ取ることができない程度と考えられます。</p>
46	<p>2. 日本国内に高さ180m風力発電風車が30基程度、又はそれ以上稼働しているして地域(〇〇県〇〇町)はありますか。そういう地域があれば現地視察を企画して下さい。</p>	<p>今後、本事業の事業計画説明会の開催を予定しております。現地視察については、別途検討させていただきます。</p>
47	<p>3. 大滝山風車建設の賛否を決めかねていますが、布引高原の風車と同じように観光地として活用する計画はありますか。尾根を周遊するトレッキングルートを開設できると思います。</p>	<p>事業地の利活用等については、安全性を十分考慮した上で地域の皆様のご意見を踏まえて検討してまいります。</p>
48	<p>4. 熱海町中山から猪苗代町小田まで林道が整備されていますが、ゴミの不法投棄場所にもなっています。大滝山風車建設は大事業なので、地元貢献の一つとして、不法投棄場所になっている場所、又想定される場所に、不法投棄防止ネットなど設置する考えはありますか。</p>	<p>地元貢献の具体策については、頂いたご意見も踏まえて、今後、自治体や地域住民の皆様と協議して地元のご要望を把握した上で検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞における公告

福島民報 (令和3年8月5日(木) 朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

- 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 松本 義弘
主たる事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号
- 二、対象事業の名称、代表取締役 村田 裕之
主たる事務所の所在地 福島県いわき市泉町下川字大剣一番地九七
- 三、対象事業の規模 発電出力136,000kW(出力調整を行う)
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
- 四、関係地域 福島県郡山市、猪苗代町
福島県庁生活環境部環境共生課、
郡山市役所環境部環境政策課、
熱海行政センター、
猪苗代町役場企画財務課
- 五、縦覧の場所 福島県郡山市、猪苗代町
郡山市役所環境部環境政策課、
熱海行政センター、
猪苗代町役場企画財務課

縦覧の期間 令和三年八月五日(木)から
令和三年九月二十一日(火)まで

縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで
(土・日・祝を除く(開庁時))

電子縦覧 <http://www.jr-energy.jrgroup.ne.jp/>
令和三年八月五日(木) 午前八時半から
令和三年九月二十一日(火) 午後五時十五分まで

六、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます(意見書箱にご投函いただくか、令和三年九月二十一日(火)までに八の問い合わせ先へご郵送ください。)(当日消印有効)

七、住民説明会 新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ縦覧期間中の住民説明会を中止することいたしました。住民説明会中止の対応として、準備書の縦覧期間を法令で定める一ヶ月間から意見書の提出期間まで延期し、広くご意見を募集いたします。また、事業計画等に関する説明会は後日開催の予定としております。

八、問い合わせ先(意見書の提出先) 〒一〇五-〇〇〇四
東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村町ビル九階
JR東日本エネルギー開発株式会社
電話 〇三-六二〇六-一六〇七六
午前十時から午後五時まで(担当 総務部 広報担当)

福島民友 (令和3年8月5日(木) 朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

- 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 松本 義弘
主たる事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号
- 二、対象事業の名称、代表取締役 村田 裕之
主たる事務所の所在地 福島県いわき市泉町下川字大剣一番地九七
- 三、対象事業の規模 発電出力136,000kW(出力調整を行う)
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
- 四、関係地域 福島県郡山市、猪苗代町
福島県庁生活環境部環境共生課、
郡山市役所環境部環境政策課、熱海行政センター、
猪苗代町役場企画財務課
- 五、縦覧の場所 福島県郡山市、猪苗代町
郡山市役所環境部環境政策課、
熱海行政センター、
猪苗代町役場企画財務課

縦覧の期間 令和三年八月五日(木)から
令和三年九月二十一日(火)まで

縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで
(土・日・祝を除く(開庁時))

電子縦覧 <http://www.jr-energy.jrgroup.ne.jp/>
令和三年八月五日(木) 午前八時半から
令和三年九月二十一日(火) 午後五時十五分まで

六、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます(意見書箱にご投函いただくか、令和三年九月二十一日(火)までに八の問い合わせ先へご郵送ください。)(当日消印有効)

七、住民説明会 新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ縦覧期間中の住民説明会を中止することいたしました。住民説明会中止の対応として、準備書の縦覧期間を法令で定める一ヶ月間から意見書の提出期間まで延期し、広くご意見を募集いたします。また、事業計画等に関する説明会は後日開催の予定としております。

八、問い合わせ先(意見書の提出先) 〒一〇五-〇〇〇四
東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村町ビル九階
JR東日本エネルギー開発株式会社
電話 〇三-六二〇六-一六〇七六
午前十時から午後五時まで(担当 総務部 広報担当)

○インターネットによる「お知らせ」

(猪苗代町 ウェブサイト)



ともに地域を育て、
みんなが心地よく暮らせるまち 猪苗代


 検索

ホーム >> 各課のページ >> 企画財務課 >> 企画調整係

最終更新日: 2021年08月05日

企画財務課企画調整係

「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価準備書」縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大滝山風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧いたします。

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境アセスメントの調査予測、評価を終え、これらの結果をまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧いたします。

なお、縦覧期間中に事業及び準備書の内容についての説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、説明会については中止し、縦覧期間を30日間から45日間に延長して、意見募集を行います。

1 事業者の名称

JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 松本 義弘
事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目3番14号

2 対象事業の名称

(仮称)大滝山風力発電事業

3 事業実施想定区域

福島県郡山市と猪苗代町の境界付近の山稜上(大滝山を含む)

4 縦覧書類

(仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価準備書及び同要約書

5 縦覧場所

猪苗代町役場 2階 企画財務課 午前8時30分から午後5時15分まで
※土・日・祝祭日を除く開庁時

6 縦覧期間

令和3年8月5日(木)~令和3年9月21日(火)
電子縦覧ホームページ(外部サイトへリンク)

7 意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に意見の理由を含めてご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函頂くか、問い合わせ先への郵送により受付いたします。

※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。

締切日: 令和3年9月21日(火)

※郵送の場合は、当日消印有効

8 問い合わせ先

〒105-0004
東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル9階
JR東日本エネルギー開発株式会社
総務部 広報担当
電話番号: 03-6206-6076
E-mail: q-otk3-jed@jr-energy.co.jp

リンク: JR東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ

お問い合わせ: 企画財務課企画調整係 電話0242-62-2112

Copyright © 2001-2013 Inawashiro Town. All rights reserved.

○インターネットによる「お知らせ」

(JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

JR 東日本エネルギー開発株式会社
JR EAST Energy Development Co., Ltd.

会社概要 | ミッション | 私達の挑戦 | 交通アクセス | お問い合わせ | 採用情報

home

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称)大滝山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

福島県郡山市及び猪苗代町における「(仮称)大滝山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(以下、準備書)を環境影響評価法に基づき公表します。

※準備書は、2021年8月5日(木)午前8時30分～2021年9月21日(火)午後5時15分までの期間中は閲覧が可能です。
 ※閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
 ※閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
 ※意見書以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 方法書についての意見と事業者の見解
- 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
- 第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
- 第10章 環境影響評価の結果
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

- 要約書
- 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について・意見書様式

準備書の縦覧

縦覧場所
 福島県庁西庁舎 生活環境部環境共生課
 郡山市役所 郡山市役所環境部環境政策課
 郡山市役所 熱海行政センター
 猪苗代町役場 猪苗代町役場企画財務課

縦覧期間
 2021年08月05日(木)～2021年09月21日(火)
 (土・日・祝日を除く開庁時)
 また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先
 JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：総務部 広報担当
 TEL：03-6206-6076
 時間：午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ
 Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

○自治会への回覧お知らせ

「(仮称)大滝山風力発電事業」に係る図書縦覧のお知らせ

平素より皆様には、当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

JR東日本エネルギー開発株式会社・磐栄運送株式会社では、福島県郡山市と猪苗代町の行政区界に位置する大滝山周辺にて、風力発電事業の計画を進めています。

このたび、事業計画の概要が確定しました。また、確定した事業計画に対して、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき、事業の環境への影響について調査等を行った結果を記載した「環境影響評価準備書」を作成し、縦覧することとなりました。

環境影響評価の手続きでは、「環境影響評価準備書」の縦覧期間中に関係地区で説明会を行うこととなっています。本事業におきましても、説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、縦覧期間中の住民説明会を中止することとしました。

住民説明会中止の対応として、準備書の縦覧期間を法令で定める一月間から意見書の提出期間までに延期し、広くご意見を募集いたします。また、事業計画等に関する説明会は後日開催の予定としております。

○環境影響評価準備書の縦覧場所、期間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎)	令和3年8月5日(木) ～ 令和3年9月21日(火)	午前8時30分
郡山市役所環境部環境政策課		～
郡山市役所熱海行政センター		午後5時15分
猪苗代町役場企画財務課		(土・日・祝日を除く)

当社ホームページでもご覧になれます。(http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/)

○意見の提出について

環境影響評価準備書に対して環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見箱に投函ください。

○お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社
 総務部 広報担当
 〒105-0004
 東京都港区新橋 3-3-14 田村町ビル9階
 tel: 03-6206-6076
 fax: 03-6206-6075
 E-mail: a-otk3-jed@jr-energy.co.jp

○環境影響評価実施会社

日本工営株式会社



